財団法人　東電記念科学技術研究所

平成 21 年度研究助成（基礎研究）募集要項

１．助成の趣旨

(財)東電記念科学技術研究所は、我が国の産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、広義の電気事業に係る基礎的な試験研究への助成、およびこの分野の国際技術交流援助、また、同分野における産業技術を発展させる意欲を持った大学院学生への奨学金給付を行っています。

このうち「基礎研究に対する助成事業」では、優れた若い学術研究者が基礎研究において早く成果を出し、世の中で活躍できるよう自由な研究の機会を提供することを趣旨としています。

このために、広く公募を行い、厳正な審査・選考を行いますので、意欲的な若い科学・技術研究者の優れた研究計画のお申込をお待ちしています。

― 募集概要 ―

助 成 額	総額　1,000 万円以内／件（但し、年額上限は 700 万円）
助成期間	平成 22 年 4 月から 2～3 年
新規採択件数	7 件程度
申込締切日	平成 21 年 9 月 30 日（水）必着
最終面接審査	平成 22 年 2 月上旬（予定）
決定時期	平成 22 年 3 月中旬（予定）
初年度贈呈時期	平成 22 年 4 月予定の贈呈式以降
助成 2 年目以降の贈呈	助成 2 年目以降は、前年度までの研究経過を審査した上で贈呈 （審査結果によっては打ち切ることがあります。）

２．助成対象分野

研究助成（基礎研究）では、通常の学術分類に関わりなく広範な電気関連の産業・生活に関わる技術を向上させる意図を持ったものであれば、工学系以外の分野での基礎研究も対象といたします。

応募にあたっては、いずれの提案も研究が成功した後の将来において、産業・社会・生活への具体的な寄与の可能性について、明確なビジョンを示していただきます。

３．申込資格

(1)　日本国内の大学・大学院、あるいはそれと同等の研究機関に所属する研究者であること。
(2)　申込年度内（平成 22 年 3 月 31 日まで）40 才未満であること。
(3)　役職は問いませんが、学生は含まれません。

なお、共同研究者（本申込においては、申込者の研究を指導するだけの方は共同研究者と見なされません。）がいる場合は、明記していただきます。

４．助成対象研究の要件

(1) 広範な電気関連産業・生活に関わる技術の向上・革新を目指す基礎的・基盤的研究であること。
(2) それらの技術への寄与を目標とした科学的知見の獲得が期待出来る基礎的・基盤的研究であること。
(3) 申込者の自発的で新鮮かつユニークな発想・方法による研究であること。

なお、当財団の助成の趣旨に適合しにくい研究として、以下のものが挙げられますので、留意して下さい。

(1) 既に進行中の大規模な研究プロジェクトのサブテーマで、課題や方法論が既に知られている研究
(2) 研究の推進が大きなグループにおいて組織的に指導者の指揮に従って行われるものなど、申込者の自主性が発揮しにくい研究
(3) 公的な研究資金（文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金、科学技術振興機構（JST)、経済産業省・新ｴﾈﾙｷﾞｰ産業技術総合開発機構（NEDO）やその他の省庁・自治体の各種競争的研究資金など）が既に潤沢に供給される領域
(4) 既に産業界からの事業化の期待が高まり、企業から共同研究の形で潤沢に研究費が提供されつつある領域の研究（※主流となっている研究と異なる独自性がある場合を除く）

５．推薦（申込書様式９頁参照）

研究内容を理解する大学教授級の研究者（共同研究者は除く）による推薦が必要です。推薦者は自筆による署名、捺印をお願いいたします。

６．助成内容

助成金は、研究の遂行・成果のとりまとめ、および財団への研究経過や成果報告、外部への公表に必要な経費とします。助成金費目は以下に示すとおりです。
なお、助成金の授受形式は受給者所属機関のルールに拠りますが、各所属機関の規程する共通経費は助成の対象といたしません。

－　助成金費目表　－

費　目	使　途　説　明
設備備品費	研究に必要な設備・機械・器具・備品を購入する経費。(据付費を含む)
消耗品費	研究に必要な試料・部品・文房具等の消耗品を購入する経費。
借料損料	研究に必要な設備・機械・器具・備品の借料および損料。計算機や計算ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの借料。
資 料 費	研究に必要な書籍・文献等を購入する経費。
印 刷 費	研究に必要な書類あるいは成果の印刷費、複写費、製本費。
旅　　費	研究のために必要な学会出席、財団主催の会議（年 1～2 回）への出席・研究者間打合せ等の旅費、宿泊費。(申込者本人に関わるものに限る。)
謝 礼 金	研究への助言・協力や、作業補助に対する謝礼金（品)。但し、給与としての人件費は認めない。
そ の 他	会議費、会議参加費、その他上記に属さないもの。(申込者本人分に関わるものに限る。)

７．申込方法

(1)　申込書式を財団ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、(2)を添付して財団事務局まで送付して下さい。(特に連絡の都合上、所属機関の学科・専攻・部署等は正確に詳細を記入して下さい。)

(2)　【提出資料】
関連主要論文3編（申込書13項参照）を綴じていないA4複写版として、申込書に添付して下さい。添付していただいた論文につきましては、申込書 13 項の箇所にアンダーラインをひいて下さい。

※　以上の(1)(2)の御提出に際しては、片面もしくは両面の印刷方法を揃えてお出し頂くようご協力をお願いいたします。

(3)　郵送分とは別に、(1)申込書（Word形式のまま）を下記アドレスまで送信して下さい。

①　電子ファイル送信先 trfinfo@trf.tgn.ne.jp

②　フロッピーディスク等の記憶媒体の郵送は不要です。

なお、ご提出いただいたものは原則として返却いたしませんので、予めご了承下さい。

８．申込締切日

平成21年9月30日(水)必着

９．審査方法と結果通知

審査委員会において厳正かつ公平な審査を行い、その推薦をもとに平成21年3月（予定）の当理事会において決定いたします。

審査は、

(1)　申込が本募集要項１項、当財団の助成の趣旨と合致すること
(2)　研究の対象が２項の助成対象に含まれ、ねらいが魅力的で、且つ将来産業技術への発展性が見込まれること
(3)　研究題目の設定・研究手法などが独創的・意欲的で、且つ水準が高いこと
(4)　研究題目・研究体制・研究作業計画・予算がねらいに対して適切であること
(5)　申込者本人が主体となる研究であること
(6)　申込者の本研究遂行にあたっての意欲・能力が十分に認められること
(7)　研究遂行に必要な資金として、当財団の助成金が真に有意義な役割を果たすものであること

などの点を考慮し、総合的に評価いたします。採否結果は、当理事会終了後に申込者本人へ通知いたします。

なお、所属機関を通じてお申込いただいた場合には、機関担当者へも通知する他、審査過程や結果に関するお問い合わせにはご回答できない旨ご了承下さい。

また、助成は一人一回限りですが、残念ながら採択されなかった場合には、翌年度以降の再応募が可能です。但し、同一の申請内容の場合は、既に審査を経ていますので採択の可能性は低くなります点、ご留意下さい。

１０．受給者の責務

(1) 助成が採択された場合、受給者は当財団と覚書を締結し、これに基づき研究を実施していただきます。
(2) 覚書締結後、贈呈式（平成 22 年 4 月予定）にご出席いただきます。
(3) 助成金は、申請された研究目的の達成のために最も有効にご活用いただき、支出の記録を残していただきます。また、当財団が必要と認めた場合、支出記録を提示していただきます。
(4) 助成期間中、研究進捗状況を確認させていただくため、中間報告書（12 月中旬提出）ならびに会計報告書（翌年度 4 月中旬提出）を年一回提出していただきます。それを踏まえ、助成期間中、年一回（2 月上旬予定）の審査委員会によるヒアリングに出席する義務があります。また事務局による研究現場を含む状況調査に協力していただきます。
(5) 助成期間終了時には、助成研究完了報告書を提出するとともに、成果報告会（助成期間終了後の 4 月を予定）で報告発表をしていただきます。
(6) 採択決定者の研究内容（助成内容・報告内容）については、当財団の事業報告書・ホームページなどに記載し、広く社会一般に公開いたします。(但し、知的所有権の関係上、公開したくない部分については、申し出に応じて取り扱いを協議します。)
(7) 助成を受けられた方は、助成期間中および助成終了後を通じて、研究助成同窓会のメンバーとして、特別な事情がない限り年 1 回の報告会および同窓会に出席していただくほか、当財団の事業に協力していただくことを期待しております。また、一部の方には研究状況の報告をお願いすることがあります。
(8) 研究内容の知的所有権について、当財団は主張いたしません。

１１．お問合せ・申込書送付先

送 付 先： 〒100-0006
東京都千代田区有楽町 1-7-1　有楽町電気ビル北館 12 階
財団法人　東電記念科学技術研究所　事務局
電 話 番 号: 03-3201-2659
ﾌｧｯｸｽ番号： 03-3201-8630
Email：trfinfo@trf.tgn.ne.jp
URL： http://www.tgn.or.jp/trf-zaidan

※個人情報の取り扱いについて
応募書類から得た個人情報は、審査および事務局内統計資料作成・応募者本人および推薦者への連絡作業のみに使用いたします。また、本人の同意なく、採択後の情報公開（採択者名・題目・研究概要[本要項 10（6）参照]）目的以外に公表することはありません。